外　壁　改　修　他　工　事　特　記　仕　様　書

工　事　名　称：●●住宅外壁改修他工事

工　事　概　要：設計書の通り

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １ 設計図書の適用２ 特記仕様書の取扱い３ 参考図書４ 建築材料等の評価名簿の取扱い５ 数量公開６ 施工体制台帳及び施工体系図７ 建設業退職金共済制度等８ 工事実績情報の登録９ 中間技術検査10 出来高検査11 工事施工における工事特性、創意工夫、社会性等について12緊急時の連絡体制13資材運搬等14必要書類の提出15設計変更資料の作成16監理技術者等の専任を要しない期間の取扱いについて17工事現場の安全管理18騒音、振動の防止等19特殊車両の通行20グリーン調達21公共事業労務費調査に対する協力22材料の検査に伴う試験23建設副産物の発生の抑制、適正処理及び再利用の促進等24工事用電力・水道等25過積載防止対策26市内産品の利用促進について27快適トイレの設置促進 | **「総　　 則」**○本工事は、下記の図書を適用するが、内容に不一致がある場合の優先順位は下記のとおりとする。（１）質疑応答書（追記事項を含む）（２）設計書（３）特記仕様書（４）補足標準仕様書（５）材料・工法等指定一覧表（６）図面（７）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・公共建築改修工事標準仕様書・令和4年版〔令和4年3月改定〕（以下、「改修標準仕様書」という。）（８）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・公共建築工事標準仕様書・令和4年版〔令和4年3月改定〕（以下、「標準仕様書」という。）（９）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・公共建築木造工事標準仕様書・令和4年版〔令和4年3月改定〕○特記仕様書の取扱いは下記による。（イ）この章（総則）に記載された事項は、全て適用する。（ロ）章、項目欄は、番号に○印をつけたものを適用する。（ハ）特記事項欄は、○印を付けたもの又は※印があるものを適用し、同じ項目の選択事項においては○印を優先する。ただし、○印と印のある場合は共に適用する。（ニ）選択された特記事項欄に付随する備考欄は、全て適用する。（ホ）項目欄に○印があり、特記事項欄及び備考欄に記入のない場合、その項目は補足標準仕様書、標準仕様書又は改修標準仕様書の本文通り適用する。（ヘ）特記事項欄のＡ、Ｂなどの符号は、改修標準仕様書、標準仕様書又は補足標準仕様書の符号とする。（ト）頁欄の数字は改修標準仕様書の頁を、イタリック数字は標準仕様書の項を、補は補足標準仕様書に該当項目があることを示す。（頁は刊行物の頁を示す）○施工にあたり、下記の図書を参考にして、適正な自主管理に努める。（イ）「建築工事監理指針（上巻・下巻）令和４年版」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）（ロ）「建築改修工事監理指針（上巻・下巻）令和４年版」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）（ハ）「請負人用建築工事チェックリスト」（神戸市建築技術管理委員会編集）（ニ）「改正建築基準法に対応した建築物のシックハウス対策マニュアル」（編集：国土交通省住宅局建築指導課他）○標準仕様書及び改修標準仕様書に品質性能が規定されている建築材料・設備機材等については、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業－建築材料等評価名簿」（（一社）公共建築協会　編集・発行）等に記載されたものとする。○公開数量は、神戸市工事請負契約約款第１条に定める設計図書ではなく、参考数量として取扱う。○下請契約を締結した場合は、「施工体制台帳等の作成にあたって（神戸市建築住宅局技術管理委員会編集）」を参照し、作業員名簿を含む施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、作成したものの写しを監督員に提出すること。（作業員名簿は国土交通省ホームページで掲載されている作成例を標準様式とする。）また、同条による施工体系図を作成し、公衆及び工事関係者の見やすい場所に掲示すること。〇施工体制台帳に記載すべき内容警備業については建設業ではないが、現場管理上重要であることから、下請契約を行う場合は原則対象とするものとする。ただし、建設業及び警備業以外の業種（運送業など）は施工体制台帳の作成は不要○建設業退職金共済制度の対象労働者を建設業退職金共済制度加入労働者数報告書により把握後、制度に加入（自社独自の共済制度があり、建退協対象の作業員を雇用しない場合は除く。）し、その掛金収納書（発注者用）等の写しを契約締結後１ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、本市に提出しなければならない。工事期間中は受払簿又は掛金充当書を作成し、本市から請求があった場合は提示しなければならない。また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、本市から請求があった場合は提示しなければならない。○工事請負金額500万円以上の場合は、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認並びに発注者情報の記入を受けた後に、（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）に登録申請を行い、登録完了後、「登録内容確認書」を監督員に提示する。○余裕期間制度活用工事の場合､登録する技術者の従事期間は､工期（工期の始期日から終期日）とする。○技術者の配置変更、工期の変更のいずれかがあったときは、変更登録を行うこと。（余裕期間制度活用工事の場合､現場代理人及び監理技術者（特例監理技術者又は監理技術者補佐を含む。）等の配置時（工事の始期日の前日まで）に､必要に応じて変更登録を行う。）○中間技術検査の要否は、改修特記仕様書１章 一般共通事「3 中間技術審査」による。○中間技術検査の実施回数は、工期が１年未満の工事は1回程度、1年以上の工事は2回程度とする。（工事の重要度などに応じ実施回数を増減することがある。）○出来高検査については、「神戸市建築工事出来高算定基準」若しくは「建築工事工程段階別出来高払実施要領」による。○工事施工において自ら立案した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。○評価する項目の具体例等については、工事成績評定要領を参考にするものとする。○提出に際して必要な所定の様式は監督員に申し出て交付を受けること。○着工時に緊急時の連絡体制を作成し、監督員に提出する。○工事用の進入路及び周辺の道路は、道路管理者、警察署及び監督員の指示に従い、常に良好な維持管理及び復旧を行う。また、現場内の仮設道路についても監督員の指示に従い、良好な維持管理及び復旧を行う。○神戸市工事請負契約約款に基づく提出書類の他、監督員の指示あるものについては、書類を作成し提出する。○設計変更が生じた場合は、監督員の指示により資料（図面・数量積算資料等）を作成し、監督員に提出する。○建設業法による主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の専任を要する工事において、工事請負契約の締結後、現場施工等に着手するまでの間、及び、工事完成検査に合格し、工期末までの間については、監督員と協議を行い打合わせ記録等の書面により明確になっている場合は、監理技術者等の専任を要しない。○安全衛生管理体制の確立及び具体的な実施内容を定めるなどし、工事現場における安全対策に努める。〇工事期間中に、神戸市工事安全管理委員会による安全巡視、及び、その他臨時に安全巡視が実施される場合は、当該安全巡視に応じなければならない。また、安全巡視において、危険個所及び作業等の改善すべき事項が指摘された場合は、速やかに改善を図るものとする。○作業に伴う騒音及び振動の防止には留意し、騒音規制法、振動規制法及び環境の保全と創造に関する条例その他関係法令に従い作業を行うとともに、必要な届出を行う。〇建設機械は国土交通省指定の排ガス対策型建設機械を使用する。又、指定地域（上記の法令に基づき市長が指定する）では、国土交通省指定の低騒音型・低振動型建設機械を使用する。〇工事車両は、駐停車時にアイドリングストップを行うこと。○車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両を使用する場合は、道路法第47条の2に基づく通行許可証の写し等を監督員に提出する。○「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく神戸市調達方針の重点品目及び調達を推進する環境物品等については、その採用を積極的に推進するとともに、重点品目については、所定の様式により資料を作成し工事完成時に監督員に提出する。○本工事が、本市が実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等の提出のほか本市が行う調査・指導に協力する。○工事現場外で行う試験は、兵庫県「コンクリート工法に関する指導要綱」第8条に基づく、JABによる認定又はJNLAによる登録を受けた試験所で行う。試験項目の実施可能な登録試験所については、下記ホームページを参照のこと。（公財）日本適合性認定協会<http://www.jab.or.jp/system/service/testinglaboratories/accreditation/>　独立行政法人製品評価技術基盤機構　　<http://www.nite.go.jp/iajapan/jnla/lab/kenchiku.html>○試験の依頼者は請負人とし、試験体の持ち込みについては、監督員の指示により、請負人が責任をもって行う。なお、試験のために生ずる費用は全て請負人の負担とする。○現場事務所等から排出する事業系一般廃棄物（紙類、弁当がら、空き缶、什器、備品等）は、混合廃棄物で排出してはならない。○建設工事に伴う建設副産物は、できる限り多品目の分別を行うこと。また、各集積所では分別品目の表示を明確に行うこと。○解体材、工事発生残材等は、工事敷地内で焼却処分、埋立て処分をしてはならない。○請負人は、建設副産物の発生の抑制、適正処理、再利用の促進等を図るため、下記のとおり法令で定める対象建設工事について、「再生資源利用［促進］計画書」を工事に着手する概ね10日前までに、「再生資源利用［促進］実施書」を工事完了後速やかに、建設副産物情報交換システムCOBRIS（コブリス）にて作成・登録し、ダウンロードしたPDFデータを監督員に提出すること。（なおCOBRIS（コブリス）での作成が難しい場合は、国交省エクセル様式にて提出する。）

|  |  |
| --- | --- |
| 根拠法 | 対象工事 |
| 資源有効利用促進法 | 〇次の指定副産物を搬出する工事（いずれかに該当する場合） 土砂500ｍ3以上、コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材の合計200t以上 〇次の建設資材を搬入する工事（いずれかに該当する場合） 土砂500ｍ3以上、砕石500ｔ以上、加熱アスファルト混合物200ｔ以上○計画作成に当たって行う確認事項等請負人は合計500ｍ3以上の建設発生土を搬出しようとする場合、計画作成前に、発注者等から土壌汚染対策法等の手続確認等や搬出先の確認等を行い、確認結果票に記録して計画の添付資料として、監督員に提出しなければならない。また、工事現場の公衆の見えやすい場所へ計画書および確認結果票を掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めること。※確認結果票及び確認フロー（市HP）　https://www.city.kobe.lg.jp/a59714/business/todokede/kensetsukyoku/work/fukusann.html　　※確認結果票作成にあたっての解説・参考様式（国土交通省HP）「建設発生土の搬出先計画制度」https://www.mlit.go.jp/tochi\_fudousan\_kensetsugyo/const/tochi\_fudousan\_kensetsugyo\_const\_fr1\_000001\_00041.html　　 |
| 建設リサイクル法 | 特定建設資材（※）を使用または廃棄物として排出する次のいずれかに該当する工事※コンクリート、アスファルト・コンクリート、建設木材、コンクリート及び鉄から成る建設資材（コンクリート二次製品等） |
| A.建築物の解体 | 工事部分の床面積の合計　80平方メートル　以上 |
| B.建築物の新築・増築  | 工事部分の床面積の合計　500平方メートル　以上 |
| C.建築物の修繕・模様替え等（リフォーム等）建築設備の単独発注（新設・更新・維持修繕・撤去等） | 請負代金の額　1億円（税込）以上 |
| D.建築物以外の工作物の新築・維持修繕・解体等（外構、土木工事、舗装、擁壁、排水、インフラ等） | 請負代金の額　500万（税込）以上 |

・建設副産物情報交換システムCOBRIS（コブリス）<https://www.recycle.jacic.or.jp/>・国土交通省：エクセル様式<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm>○国土交通省「建設リサイクル推進計画」への協力について　特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊)、建設汚泥、建設混合廃棄物、建設発生土について、再生資源利用実施書における再生資源利用促進率が100％未満の項目がある場合（建設廃棄物を最終処分場に直接搬出、または単純焼却とした場合など）、「リサイクル阻害要因説明書」を作成し工事完了後速やかに電子データおよびプリントアウトしたものを監督員に提出すること。問い合わせ（提出対象工事・様式含む）は、神戸市ホームページを参照のこと。<https://www.city.kobe.lg.jp/a48889/business/todokede/kensetsu_recycle_11.html>○国土交通省が「建設副産物対策連絡協議会」を通じて行う建設副産物実態調査（センサス）の調査年度にあたる場合、請負人は「建設リサイクル法」に基づき､省令の再生資源利用〔促進〕実施書を（最終請負金額が100万円以上の工事）工事完了後速やかに、建設副産物情報交換システムCOBRIS（コブリス）にて作成・登録し、ダウンロードしたPDFデータを監督員に提出すること。○建設工事に伴う産業廃棄物は、分別解体等の上、搬入施設へ所定の手続きを行い搬入する。なお、費用はすべて請負人の負担とする。産業廃棄物は、廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認するとともに、電子マニフェストを使用した場合は受渡確認票又はダウンロードしたデータの写し、紙マニフェストを使用した場合はＥ票（工期内での取得が困難な場合はＤ票でも可とする）を監督員に提示する。なお、電子マニフェストを可能な限り使用すること。・廃棄物処理法に基づく電子マニフェスト　<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.html>○「神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例」で定める請負工事について、請負人は、「再生資源利用（促進）実施書」、「電子マニフェストの受渡確認票（運搬終了の通知を受けた画面）及び一覧表（紙マニフェストを使用した場合は、各廃棄物のマニフェストＢ２票写し（積替え保管の場合はB4票等））｣と「搬出車両記録表に各廃棄物について運搬先の処理施設ごとの数量の集計を記載したもの」の電子データを添付して、すべての産業廃棄物の引渡しが完了してから15日以内に　e-ＫＯＢＥ（神戸市スマート申請システム）にて「建設資材廃棄物の引渡完了報告」を行うとともに、監督員へ報告すること。問い合わせ先（神戸市環境局環境保全課）<https://www.city.kobe.lg.jp/a98953/industry/kanryouhoukoku.html>手続き方法（e-KOBE（神戸市スマート申請システム））<https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/home>○コンクリートがら、アスファルトがら及び廃路盤材等の搬出先施設は、※神戸市ホームページ掲載の施設とするか又は、請負人の判断で、他の神戸市内再資源化施設とし、木材・混合廃棄物及び建設汚泥等の搬出先施設は、※神戸市ホームページ掲載の施設（参照）又は中間処理業（廃掃法）の許可を受けている業者の施設（発生木材については再資源化のための施設に限る。）とし、決定にあたっては監督員の承諾を得ること。※<https://www.city.kobe.lg.jp/a59714/business/todokede/kensetsukyoku/work/fukusann.html>○産業廃棄物等の収集運搬業者は、廃掃法により工事場所と処理施設所在地の許可を有する業者とする。○再生資源の積極的な活用による省資源化を図るため、特記された材料以外でも建設廃材再生材を使用することができるものとし、請負人においてもこれに努めるものとする。○更に、産業廃棄物広域認定制度（廃掃法）の利用その他により建設工事に伴う産業廃棄物の再資源化等に努めるものとする。○再生材料を使用する場合は、監督員と協議する。変更が生じた場合には設計変更の対象とする。○工事用電力・水道・ガスなどを必要とする場合は、請負人がその手続きを行い敷設するものとし、原則としてこれに要する費用は、引渡し日まで請負人の負担とする。○補足標準仕様書「１．１．１3関係法令等の遵守（過積載防止対策要領）」に従い、土砂等を運搬する自動車に関する過積載防止対策を行う。○本工事の施工に必要な各種の建設資材や物品等の調達においては、市内業者が生産、加工、製造または販売している材・製品の優先使用に配慮すること。○建設現場を男女ともに働きやすい環境とするため、補足標準仕様書「2.3.1 快適トイレ」に示す、快適トイレの設置に努めること。 |

| 項　目 | 特　記　事　項 | 備　考 | 頁 |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **①章　一般共通事項** |  |  |
|  現場代理人の兼務について | 本工事が、現場代理人の兼務に関する手続要領第２条に定める工事に該当する場合・兼務可　　※不可（理由：本工事が居ながらにして施工する工事であり、迅速な入居者対応等連絡調整に迫られるため） |  |  |
| ② 特例監理技術者の配置について | ※本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。 | 特例監理技術者の配置を認める場合の要件は、補足標準仕様書1.1.14による。 | 補 |
| ③ 週休２日制工事 | ※本工事は週休2日制工事として次により指定する。※発注者指定方式　　※月単位の週休２日制（土日閉所を原則とする。）　　・通期の週休２日制・受注者希望方式　・月単位または通期の週休２日制○『神戸市週休２日制工事実施要領』は下記ホームページを参照すること。<https://www.city.kobe.lg.jp/a31253/kurashi/machizukuri/institution/kentikugikan/syukyu2kojisokusin.html>○公共工事における週休２日の実現の更なる推進のため、「毎月第２・第４土曜日」は現場閉所に努めるものとし、毎月第２・第４土曜日の閉所予定及び実績を「週間工事工程表」等に記載し、市監督員に提出し報告すること。なお、建設現場一斉閉所日に閉所できなかった場合であっても、この事だけの事由によるペナルティはない。また、毎月第２・第４土曜日を閉所する現場においては、「建設現場一斉閉所」ののポスターを工事現場の公衆の見やすいところに掲示する。ポスターは以下、近畿地方整備局ホームページに掲載。サイズはＡ３ラミネート加工程度とする。<https://www.kkr.mlit.go.jp/news/top/press/2024/20240522-3kensetugenbaisseiheisa.html>〇建設業界における「目指せ！建設現場 土日一斉閉所」運動の取組みに協力するため、週休２日（毎週土日閉所）に取り組む現場においては、「目指せ！建設現場 土日一斉閉所」運動ポスターを工事現場の公衆の見やすいところに掲示する。ポスターは以下、日本建設業連合会ホームページに掲載。サイズはＡ３ラミネート加工程度とする。[https://www.nikkenren.com/2days/action.html#onsite](https://www.nikkenren.com/2days/action.html%23onsite) | 未達成時はその状況に合わせて減額変更を行う。当初意向（月単位や通期）に関わらず、達成状況に応じて増額変更を行う。 |  |
| ４ 余裕期間制度 | ※本工事は､受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材､労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間制度を設定した以下の方式による工事である。　・発注者指定方式　・任意着手方式　・フレックス方式　余裕期間内（フレックス方式の場合は､工期の始期日の前日までの余裕期間内）は､現場代理人及び監理技術者等を配置することを要しない。また､現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが､測量､資材の搬入､仮設物の設置等､工事の着手を行ってはならない。なお､余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。※契約締結後において、工事の始期日の変更の必要が生じた場合には､監督員と協議のうえ､変更契約（工期の変更）を締結することにより、工期の始期日を変更することができる。※フレックス方式の場合､契約締結後において､工事内容の変更がある等､特段の事情がない場合は､受注者が契約時に設定した工期の終期日の変更は行わない。※受注者は､工期の始期日の前日までに､工事に従事する技術者を決定し､｢現場代理人及び主任技術者又は監理技術者（補佐）設置通知書｣により､発注者に通知しなければならない。 |  |  |
| ５ 工事情報共有システム | ・使用する工事情報共有システムは、監督員の承諾を得たうえで決定すること。 | LGWAN環境で使用できるものを選定すること |  |
| ６ 電子検査 | ※「神戸市電子検査実施要領（建築工事編）」に基づく電子検査を行う | 市単独工事１億円以上 |  |
|  中間技術検査 | 中間技術検査の対象工事は、次による。※当初契約金額が５億円以上かつ工期が６ヶ月以上の工事※当初契約金額が１億円以上の低入札価格契約工事（低入札価格調査手続要綱第４条で定める基準価格を下回る額で契約を締結した請負工事）・次のいずれかに該当し、設計担当課長若しくは工事担当課長が必要と認め　た工事　・契約約款第37条（部分引渡し）の適用に伴う検査（完済部分）の実施にあわせて、技術的検査を行うことが適切な場合　・当初請負金額が3億円以上かつ工期が6ヶ月以上で、施工上の重要な変化点等で技術的検査を行うことが適切な場合　・その他工事の施工上、技術的検査を行うことが適切な場合 |  |  |
|  発生材の処理 | 発注者に引き渡しを要するもの（・　　　　　　　　　　　　　　　※金属類は含まない）特別管理産業廃棄物　　種類（　　　　　　　　）　処理方法（　　　　　　　　　　　　　　　　）再利用を図るもの（　　　　　　　　　　　　　）　搬入先　（　　　　　　　　　　　　　　　　）再資源化を図るもの（※コンクリート殻　※アスファルト殻　　　　　　　　　　・　　　　　　　　　　　　　　　） |  | 9 |
| ９ 電気保安技術者 | ※設置する　　　　　・ |  | 7 |
| 　施工条件 | ※行政機関の休日に関する法律に定める休日に作業は行わない。ただし、監督員が指示又は監督員の承諾を受けた作業は行うことができる。作業時間（準備・片付けを含む）　原則として（8：00）から（18：00）までとする。その他条件　※重機作業及び騒音振動を発生する作業は8:30から17:00までとする。　※大型車両による材料搬出入は8:30から17:30までとする。 | ただし、工事の都合により、やむを得ず休日作業又は夜間作業を行う場合は、事前に監督員の承諾を得る。 | 7 |
|  施工計画書 | 下記の工事に関して作成する。又、施工計画書等の作成にあたっては，正確な施工数量を把握し、材料ロス、廃棄物を抑制する等環境に配慮すること。※総合施工計画書○仮設工事　　　○防水改修工事　○外壁改修工事・建具改修工事　○塗装改修工事　・ | 左記のほか、監督員が適宣指示する工事についても作成する。 | 5 |
|  申請書類作成 | ○景観建築届出書等の添付書類・その他工事に伴う申請書類一式 |  |  |
|  材料の検査等 | 現場に搬入した材料は、標準仕様書に基づき監督職員の検査を受けること。これに加え、請負金額が2,000万円を超える場合は、下記に示す工事用材料について、設計図書に定める品質及び性能を有することを証する書類及び現場への搬入日、数量等を記載した資料を提出し、監督員の検査を受けること。

|  |  |
| --- | --- |
| 工事名 | 工事用材料 |
| 防水工事 | アスファルト、ルーフィング類、その他防水材料 |
| 外壁改修工事 | 仕上塗材、補修材、シール材等 |
| 塗装改修工事 | 塗装材料 |
|  |  |

　 |  | 13 |
| 14 技能士 | 適用職種および作業種別　　・ |  | 15 |
|  完成図書 | ※完成図・全図　※設計変更図作成方法：※CADデータを修正後PDF化　　　　　・提出方法、提出部数：　　　　　※CD-R等（　１　）部で提出　　　　　・TIFF等のデータをCD-R等（　１　）部で提出　　　　　・製本（A3見開き）　　部を提出・保全に関する資料等・物品引渡書　補修連絡先一覧　保証書一覧表　・※提出については「神戸市建築工事完成図書等電子納品要領」を適用すること | 保全に関する資料の記載事項及び内容については、監督員の承諾を得る。保存形式、作成方法等は、監督員の指示による。 | 1617 |
|  | ※工事写真　　提出方法：※工種毎に整理したもの（PDF形式）をCD-R等にて提出する。　　　　　　　・提出部数：※1部提出する　　・・完成写真　　提出方法：※デジタルデータ（600万画素以上、JPEG形式）をCD-R等にて提出する。　　　　　　　・提出部数：・アルバム1部　　・※施工体系図（PDFデータ）※提出については「神戸市建築工事完成図書等電子納品要領」を適用すること | 工事写真は130万画素以上とする。撮影箇所等は、補足標準仕様書1.2.4による。工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、補足標準仕様書1.2.5による。 | 　6補 |
| 16 完成引継ぎ品 | ・鍵、シャッターハンドル等（引渡書を含む）・鍵箱（　　）箱　　※鋼製既製品　　　　　・・補修用内外装仕上げ材

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 保　管　材　料 | 数　量 |
| ・ |  |  |
| ・ |  |  |
| ・ |  |  |

・その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | 鍵は1組ずつ、札を付けて整理する。監督員の指定する場所に保管する。 |  |
| 工事標示板等の設置 | ※工事標示板（　）枚○危険表示板（　）枚 |  | 補 |
|  交通誘導員の配置 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 職　　種 | 人数 | 期　間 | 定　　義 |
| ・ | 交通誘導員B |  | ※完成引渡し迄の施工時間帯とする。・ | 警備業者の警備員で、交通誘導員A以外の交通の誘導に従事するもの |
| ・ | 交通誘導員A |  | ※完成引渡し迄の施工時間帯とする。・ | 警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務）に従事する交通誘導警備業務に係る1級検定または2級検定合格警備員 |

足場組立解体、資材搬出入時は増員すること | 警備業法に定める交通誘導員とする。なお、交通誘導員Aの配置が必要な指定路線は、兵庫県公安委員会R2年告示第241号を参照のこと。 |  |
|  工事用の進入路 | ※図示 |  |  |
| 地元工事説明 | ※工事着手前に行う　・工事説明会の開催　　・お知らせビラの配布　　・※現場着手に先立ち、管理人・自治会等と作業工程打合せを行うこと※現場着手に先立ち、市営住宅管理センターへの説明を行うこと※現場着手に先立ち、環境局関係部署に説明を行うこと | 実施方法等は、監督員と協議する。 |  |
| 21 関連工事等の調整 | ※設備工事等の関連工事による、下記のものについて建築構造体の補強、天井下地の切込み補強及びボード類の切込み等は本工事に含む。大きさ及び位置については、関連工事の監督員の指示を受ける。・埋込及び露出照明ボックス、その他天井取付用機器ボックス等　　　　　　　　　　（　　　箇所）・天井吹出口及び吸込口　　　　　（　　　箇所）・スリーブ管入れ及び構造体の補強（　　　箇所）・ダクト貫通部分の構造体補強　　（　　　箇所）・消火栓ボックス、便器設置のための箱入れ及び構造体の補強　　　　　　　　　　　　　　　（　　　箇所） | 箇所数が10％以内の増減については設計変更の対象としない。 |  |
| 22 近隣家屋等の調査 | 調査範囲　　※図示　　・調査内容　・内外観検査　・傾斜測定調査　・水平測定調査　・ |  | 補 |
|  室内空気汚染対策 | 建築基準法第２８条の２の規定によるホルムアルデヒド発散建築材料として国土交通省告示で定められたもの（以下、「告示対象建材」という。）を屋内で使用する場合は、Ｆ☆☆☆☆規格品（ＪＩＳ・ＪＡＳ規格）又は同等以上とする。又、該当する材料等がない場合は、監督員と協議の上、決定する。設計図書に指示ある材料工法については、品質・性能の証明できる資料を提出する。建築基準法告示対象建材に関する資料の提出告示対象建材については、品質・性能の証明できる資料（公的な書類がない場合は、建材または梱包に印字された規格を撮影した写真）を監督員に提出する。 |  |  |
| 24 化学物質の濃度測定 | 化学物質濃度を下記のとおり測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、測定結果報告書を監督員に１部提出する。測定対象物質※ホルムアルデヒド　　※トルエン　　　※キシレン※エチルベンゼン　　　※スチレン 　　 ・パラジクロロベンゼン測定方法、箇所数・簡易法※測定バッチ（　　　　　　　　　　　社製）※ホルムアルデヒド用 　　　 箇所※その他用　　　　　　　　　　箇所・　　　　　　　　　　　　　　箇所・厚生労働省の標準的測定方法　　　 箇所・　　　　　　　　　　　　　　　 　箇所測定箇所は監督員の指示による。厚生労働省の標準的測定方法による場合の測定者は、環境計量証明事業所として登録を行っている者、又は作業環境測定事業所の有機溶剤の登録を行っている者とする。 |  | 16 |
| 25 建築基準法に規定する風圧力 | 地表面粗度区分・Ⅱ　　　　・Ⅲ | 基準風速（Vo）は34m/秒とする。 | 　 |
|  損害保険等 | 損害保険等は、下記の内容以上の条件により付するものとする。保険種目※建築工事（基礎工事を含む）及び付帯設備工事を対象とする「建設工事保険（又は組立保険）」※第三者賠償責任損害を担保する「請負業者賠償責任保険」保険契約者　※元請負人 被保険者　　※発注者、元請負人、関係下請負人（リース仮設材を使用する場合はリース業者を含む。）保険期間　　※工事着手時から工事目的物引き渡しまでの期間とする。 保険金額又は填補限度額 ※建設工事保険（又は組立保険）は請負金額全額（解体撤去工事を除く）※請負業者賠償責任保険の対人賠償保険金額は1名１億円以上かつ１事故（※5億円以上・　　　円以上）対物賠償保険金額は1事故（※1億円以上・　　円以上） 付保すべき保険の内容には以下の特約条項を付帯する。・建設工事保険（又は組立保険）は「水災危険担保特約条項」※請負業者賠償責任保険は「被保険者間交差責任担保特約条項(Both-Way)」及び「請負業者管理者特約条項（管理下財物に関する特約）」 |  |  |
|  統括安全衛生管理義務者の指名 | ※本工事の請負人を労働安全衛生法第３０条第２項の規定により指名される統括安全衛生管理義務者とする。 |  |  |
|  現場代理人等の腕章の着用について | 現場作業員及び住民から見た責任者の明確化を図るため、現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者に、腕章の着用を義務付けるものとする。なお、腕章の仕様については監督員と協議するものとし、着用箇所は、腕の見易い所を原則とする。なお、腕章の他にも名札を着用することが望ましい。 |  |  |
| 29 ゴム製品等の品質等 | 補足標準仕様書「1.4.2　ゴム製品等の品質等」に従ってゴム製品等の品質管理を行うこと。 |  | 補 |
| 30 その他事項 | ※本工事で用いるステンレス鋼は、特記なき限り材質SUS304とし、表面仕上げは「建具のくつずり：HL、その他：#400」とする。 |  |  |
|  | **②章　仮設工事** |  |  |
| １ 監督員事務所の設置 | 監督員事務所の規模※10㎡程度（会議室を含む）・ 空き住戸を使用可能（賃料は請負人負担）（賃料は市営住宅管理センターに問い合わせのこと）監督員事務所の設備　※電灯　　※給排水　　・監督員事務所の電話※専用電話　　・兼用ファックス 監督員事務所の備品※机、いす、書棚、白板、掛時計、衣類ロッカー、冷暖房機器、検査用具、ゴム長靴・その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） | 別途設備工事監督員と共用する。 | 20 |
| ② 仮囲い | 種別・仮囲い用成形鋼板（ｔ=1.2mm）・H=2.0m　　・H=3.0m・ガードフェンス　（H=1.8m）・A型バリケード　（H=0.8m）（資材置き場30m他必要な箇所）・ 金網式養生枠　（H=1.8m）足場に固定イメージアップ他　・門扉（施錠付）形状　・W3.0m×H1.8m・W6.0m×H1.8m種別　※キャスターゲート　・ | 施工範囲は図示による。やむを得ず、工事途中に仮囲いをはずす場合監督員の承諾を受ける。 |  |
| ③ 仮設物の設置場所 | ※構内・指定仮設用地使用条件（・有償　　・無償） | 便所等を設置する場合、下水処理区域内は所定の手続きの上、汚水管に放流するのを原則とする。 |  |
| ４ 騒音・粉じん等の対策 | 種別　・防音パネル　　・防音シート設置範囲　※図示 | シート類は防炎処理されたものとする。 | 18 |
| ⑤ 外部足場の種別 | ・枠組足場　　　※くさび緊結足場　　・単管本足場・仮設ゴンドラ　・移動式足場 | 施工範囲は図示による。 | 18 |
| ⑥ 足場からの墜落事故防止 | ※足場（仮設ゴンドラ、移動式足場を除く）を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省基発第0424001号　平成21年4月24日）」の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」及び「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する足場とする。※屋根工事及び小屋組の建方工事における墜落事故防止対策は、JIS A 8971の施工標準に基づき、必要な屋根工事用足場を設置する。 | JISA8971附属書Aの表A.3を参考とする。 |  |
| ⑦ 落下物、飛散物等による危害の防止 | ※工事現場からの落下物、飛散物による危害防止は、下記又は同等以上の措置をする○メッシュシート（JIS A 8952に定めるⅡ類）○養生シート（帆布製）（JIS A 8952に定めるＩ類）○金網式養生枠　　○防護棚（朝顔） ・防音シート　　　・防音パネル　　　・措置箇所※図示　　・ |  | 18 |
| ⑧ 材料、撤去材等の運搬方法 | ・A種　　・B種　　・C種　　・D種　　○E種 |  | 19 |
| ９ 既存部分の養生 | ・備品、机、ロッカーなどの移動※既存家具などは監督員承諾の上ビニールシートなどで養生既存ブラインド、カーテンの処置・監督員指示場所に保管の上、再設置・監督員指示場所に保管し、清掃の上、再設置 |  | 19 |
| 10 仮設間仕切り | ※仮設間仕切り、仮設扉設置箇所は図示による。種別　　・A種　　・B種　　※C種 |  | 19 |
| 11 洗車設備 | ・洗車装置（高圧洗浄装置程度）・ |  |  |
| 12 仮排水 | ※既設排水溝や排水管、会所等の撤去時には、仮設の排水設備を設け、排水上支障のないようにする。 |  |  |
| ⑬ 仮設計画 | ※仮設物設置場所、工事用車両の駐車場所等の位置は、図面を作成し監督員の承諾を受ける。※占用許可の必要な部分については、請負人の責任において必要な続きを遅滞なく行うこと。 | 事前に管理人及び自治会の承認を得る。 |  |
| ⑭ 安全対策 | ※工事関係車両は、本工事関係車両であることを表示する。※既存部分の養生は十分に行う。万一、損傷を与えた場合は監督員の指示により原状回復のこと。※仮設用地及び車両進入路廻りは、工事完了後速やかに整地し原状回復のこと。 |  |  |
| ⑮ その他 | ※入居者用の荒ごみ置場を設置し、不法投棄することなく場外搬出処分とする。　処分量　●●㎥程度※換気扇カバー、面格子類、共用部照明器具、ＢＳアンテナ等、工事に支障があるものは仮移設、復旧のこと。※工事関係者用の駐車場　・本敷地以外で請負人の責任において確保すること　・空き駐車場を使用可能（賃料は請負人負担）　　台数・賃料は市営住宅管理センターに問い合わせのこと※住宅用エレベーターの使用について　・使用不可　・本住宅管理人並びに自治会の了承を受けて使用可能　　ただし、作業員及び軽微な材料等のみ。※仕上塗材又は下地調整材に石綿を含有する壁に足場等を設置する場合、石綿が飛散しないようHEPAフィルター付集塵機ﾄﾞﾘﾙ削孔機等を使用すること。 | 場所及び数量は図示による。 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **③章　防水改修工事** |  |  |
| ① 防水改修共通事項 | 防水工事の保証書の提出及び保証年限・改質アスファルト防水（保証年限10年）・合成高分子ルーフィング防水（保証年限10年）・塗膜防水X-1（※保証年限10年　・　　）・塗膜防水X-2（※保証年限10年　・　　）・ポリマーセメント系塗膜防水（※保証年限5年　・　　）・外部面シーリング（※保証年限5年　･　　）押え金物の種別　※アルミニウム製　Ｌ－３０×１５×２．０ルーフドレンの取替え　　・行う　・行わない改修ドレンの設置　　　　・行う　・行わない既存下地の補修箇所の形状、長さ、数量・ひび割れ部の補修（　　　　　　　　　　m　）・欠損部の補修（　　　　　　　　　　　　m2 ）・脆弱部の補修（　　　　　　　　　　　　m2 ）・既存目地の欠損部補修（　　　　　　　　m　）笠木の処置　・下地処理の上塗膜防水・アルミニウム製笠木・図示架台廻りの処置　・ | 保証書（請負人、材料 製造所、防水施工者の連帯保証）は各2通提出する。防水施工者は、防水材料製造所の施工者とし、監督員の承諾を受ける。 |  28 |
| ２ 改質アスファルトシート防水 | ※アスファルトシートの種類及び厚さはJIS A 6013による。１）　・屋根露出防水密着工法（部位：　　　　　　） |  | 5152 |
|  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 工　法 | 種　別 | 仕　様 | 既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去 |
| ・ | M4AS工法 | ・AS-T1・AS-T2・AS-J2 | 既存露出アスファルト防水層非撤去 | ・行う・行わない |

 | 53 |
|  | ・仕上塗料の種類及び使用量種類　　・シルバー　・カラー　・ノンスリップ　・遮熱塗料使用量　※製造所の指定とする。 |  | 53 |
|  | ２）　・屋根露出防水絶縁工法（部位：　　　　　　）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 工　法 | 種　別 | 仕　様 |
| ・ | M3AS工法 | ・AS-T3・AS-T4・AS-J1・AS-J3 | 既存露出アスファルト防水層撤去 |
| ・ | P0AS工法 | ・AS-T3・AS-T4・AS-J1・AS-J3 | 既存保護層、アスファルト防水層非撤去 |

・脱気装置※種類及び設置数量は改質アスファルトシート製造所の指定による。・・下地に部分的に溶着又は接着させる場合の施工法（P0AS工法）　・・仕上塗料の種類及び使用量種類　　・シルバー　・カラー　・ノンスリップ　・遮熱塗料使用量　※製造所の指定とする。 |  | 5454545354 |
|  | ３）　・屋根露出防水絶縁断熱工法（部位：　　　　）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 工　法 | 種　別 | 仕　様 | 既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去 |
| ・ | P0ASI工法 | ・ASI-T1・ASI-J1 | 既存保護・アスファルト防水層非撤去の上、断熱 | － |
| ・ | M3ASI工法 | ・ASI-T1・ASI-J1 | 既存露出アスファルト防水層撤去の上、断熱 | － |
| ・ | M4ASI工法 | ・ASI-T1・ASI-J1 | 既存アスファルト防水層非撤去の上、断熱 | ・行う・行わない |

 | 55555555 |
|  | ・断熱材　　種類（　　　　　　　　　　）厚さ（mm）　・・脱気装置※種類及び設置数量は改質アスファルトシート製造所の指定による。・・防湿層の設置　　・する　　・しない ・仕上塗料の種類及び使用量 　種類　　・シルバー　・カラー　・ノンスリップ　・遮熱塗料使用量　※製造所の指定とする。 | JIS A9521による。 | 52555555 |
| ③ 合成高分子系ルーフィングシート防水 | ・新規防水材料の種別及び厚さ

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 種　別 | 厚　さ | 部　位 |
|  | S-F1（SI-F1） | ※1.2mm | 屋上　・　床面　　　　立上り |
|  | S-F2（SI-F2） | ※1.5mm・2.0mm |
|  | S-M1（SI-M1） | ※1.5mm | 屋上　　床面　　　・　立上り |
|  | S-M2（SI-M2） | ※1.5mm・2.0mm |
| ・ | S-C1 | ※1.0mm | 屋内（　　　　　） |

※遮熱工法（高日射反射率防水）※S－F2、S－M2を軽歩行仕様とする場合のシートの厚さは2.0mmとする。※絶縁工法（S-M1、S-M2、SI-M2）に用いる絶縁用シート及び可塑剤移行防止用シートの材質は、発泡ポリエチレンシートとする。断熱材の種類及び厚さ（mm）　　・図示固定法（・機械的固定工法　・接着工法　） | JIS A 9521による。 | 605859 |
|  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施工場所 |  |  |  |
| 既設の状況 | ・露出シート防水 | ・露出シート防水 | ・露出シート防水 |
| ・アスファルト露出防水 | ・アスファルト露出防水 | ・アスファルト露出防水 |
| ・保護層 | ・保護層 | ・保護層 |
|  |  |  |
| 既保護既防水撤去の有無 | 平場 | ・撤去　　・非撤去 | ・撤去　　・非撤去 | ・撤去　　・非撤去 |
| ・ｼｰﾄ製造所の仕様による | ・ｼｰﾄ製造所の仕様による | ・ｼｰﾄ製造所の仕様による |
| 立上り | ・撤去　　・非撤去 | ・撤去　　・非撤去 | ・撤去　　・非撤去 |
| ・ｼｰﾄ製造所の仕様による | ・ｼｰﾄ製造所の仕様による | ・ｼｰﾄ製造所の仕様による |
| 工法 | ・接着　・S-F1　　・S-F2　・SI-F1　 ・SI-F2　・・機械的固定　・S-M1　 ・S-M2　・SI-M1　・SI-M2　・S-M3立上り部　・接着　・アンカー固定　・ | ・接着　・S-F1　　・S-F2　・SI-F1　 ・SI-F2　・・機械的固定　・S-M1　 ・S-M2　・SI-M1　・SI-M2　・S-M3立上り部　・接着　・アンカー固定　・ | ・接着　・S-F1　　・S-F2　・SI-F1　 ・SI-F2　・・機械的固定　・S-M1　 ・S-M2　・SI-M1　・SI-M2　・S-M3立上り部　・接着　・アンカー固定　・ |
| 二重ドレイン | ・行う | ・行う | ・行う |
| ・行わない | ・行わない | ・行わない |

脱気装置※種類及び設置数量はルーフィングシート類製造所の指定による。・二重ドレイン　　・図示　　・仕様は製造所の指定による | 6061606159 |
| ④ 塗膜防水 | １）　ウレタンゴム系塗膜防水（部位：　　　　　）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 工　法 | 種　別 | 仕　様 |
| ・ | P0X工法 | 高伸長形X－1・X－2高強度形※X－1H・X－2H | 既存保護アスファルト防水層非撤去 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 工　法 | 種　別 | 仕　様 | 既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去 |
| ・ | L4X工法 | 高伸長形・X－1X－2高強度形・X－1H※X－2H | 既存ウレタンゴム系塗膜防水露出防水層非撤去 | ・行う・行わない |

・脱気装置（ウレタンゴム系塗膜防水X－1、X－1H工法）※種類及び設置数量は主材料製造所の指定による。・仕上塗料の種類及び使用量種類　　・シルバー　・カラー　・ノンスリップ　・遮熱塗料使用量　※製造所の指定とする。 | 労働安全衛生法施行令別表第三に掲げる特定化学物質TDI及MOCA、MBOCAを1重量%を超えて含有するウレタンゴム系塗膜防水材は使用不可とする。 | 6567 |
|  | ２）　・ゴムアスファルト系塗膜防水（部位：　　　）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 工　法 | 種　別 | 仕　様 | 防水層の保護層 |
| ・ | P1Y工法 | ※Y－2・ | 既存防水層（平場）撤去 | ・モルタル・軽量コンクリート・普通コンクリート |
| ・ | P2Y工法 | ※Y－2・ | 既存防水層（平場）非撤去 |

３）　○ポリマーセメント系塗膜防水〇軽歩行用　施工場所　　〇バルコニーの側溝廻り　　　　　　　〇廊下の側溝廻り　　　　　　　・笠木　　　　・窓面台　　　　　　　・共用部庇　　　　・住居部庇・歩行用 |  |  |
| ⑤ シーリング改修 | 工法の種類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工　法 | 部位・寸法（幅×深さ）拡幅工法は拡幅後の寸法 | シーリング材の種類 |
| 旧 | 新 |
| ・充填工法 | ・取合（手摺支柱足元）・ |  | ・MS-2 |
| ※再充填工法 | ・打継ぎ目地　ひび割れ誘発目地・ひび割れ誘発目地・誘発目地・建具周囲・取合（手摺支柱足元）・耐震スリット | ・PU-2・PU-2・MS-2・MS-2・・PU-2 | ・PU-2・PU-2・MS-2・MS-2・MS-2・PU-2 |
| ・拡幅再充填工法 | ・打継ぎ目地・誘発目地・ | ・・・ | ・ |
| ・ブリッジ工法 | ・ |  |  |

※MS-2：ノンブリード材とする。接着性試験（・行う　　・行わない）・引張接着性試験　　※簡易接着性試験ノンブリードタイプ　　※使用する　　・施工箇所　※ポリウレタン系シーリングで仕上げありの部位 |  | 267172727373 |
| ６ と　い | 新規といの種別 軒どいの新設及び取替え　・行う　　・行わない軒どい金物の取替え　　・行う　　・行わない材質　・硬質塩化ビニール製雨とい　　・鋼板　　・耐酸被覆鋼板・ポリ塩化ビニール被覆鉄板　　・縦どいの新設及び取替え　・行う　　・行わない縦どい金物の取替え　　・行う　　・行わない材質　・硬質塩化ビニール管（カラー）　　・配管用鋼管 鋼管製といの防露巻き　　※行う　・行わない掃除口　　　・有　　・無 　とい受金物　※ステンレス製　　・亜鉛めっき鋼板製既存といその他の撤去及び降雨等に対する養生・ルーフドレンの取替え　　・行う　　・行わないとい下200角タイルの設置　　・行う　　・行わない | ※既存とい・とい金物類の取替え部位は図示による。 | 74777776 |
| ７ アルミニウム製笠木 | アルミニウム製笠木の種別・押出し　　　　形・板材折曲げ形（本体幅　　　　mm）（板厚　　※2.0mm　　・　　　mm）笠木本体の表面処理　・ 新規笠木の下地及び撤去後の補修・板材折曲げ形笠木の取付け方法※図示 |  | 7878 |
| ８ 屋根改修工事 | ・かぶせ工法　　・撤去工法 長尺金属板葺材種　※塗装溶融55％アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯・板厚（mm）　　　※0.4　　・屋根葺形式　　 ・心木なし瓦棒葺　　・たて平葺　　・横葺工法　　　　 ・折板葺形式による区分　※重ね形又ははぜ締め形　　　・材料　　　　　 ・塗装溶融亜鉛めっき鋼板　　・板厚（mm）　　・寸法（mm）　　山高（　　　）　山ピッチ（　　　）軒先面戸板　　　※有　　・無 | 葺板、軒先包み板の類の端部、小口及び切断面等の防錆処理を十分に行う。 | *197**197**200**202* |
|  | **④章　外壁改修工事** |  |  |
| ① 設計変更の取扱い | ○躯体の欠損、脆弱部、ひび割れ部及び壁体の浮き補修は、施工後最終数量確認のうえ請負金額の増減を行う。ただし、各項目の数量において、±５％以内の増減については、設計変更の対象とはしない。調査方法は下記による。（１）幅0.2mm以上のひび割れ箇所をクラックスケール等で測定し、マーキングをする。（２）浮き箇所をテストハンマー等で調査し、その範囲をマーキングする。 （３）露出鉄筋を目視で調査し、その箇所をマーキングする。

|  |
| --- |
| 設　計　変　更　項　目 |
| Ｕカットシール材充填工法（シーリング材充填） |
| Ｕカットシール材充填工法（可とう性エポキシ樹脂充填） |
| 樹脂注入工法 |
| エポキシ樹脂モルタル（露筋部分はつり共）塗り |
| ポリマーセメントモルタル（露筋部分はつり共）塗り |
| アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 |
| 　　　　　　　同　　　　　　 指定部分（注） |
| 外壁モルタルはつり、塗り（一般部分） |
| 外壁モルタルはつり、塗り（指定部分） |
| 外壁カッター切り |
| 露筋部の断面修復構法 |
|  |
|  |

（注）指定部分とは、見上げ面、庇のはな、まぐさ隅部分をいう。○最終数量の確認のため下記の資料を作成する。施工箇所を表示した立面図外壁改修工事精算表クラック調査表浮き調査表上記に示した施工箇所と照合できる写真（写真は、施工面に直接No.等を明記しスケールを当てて撮影する。） | 数量は図示による |  |
| ② コンクリート打放し仕上げ外壁の改修 | １．材料樹脂注入工法のエポキシ樹脂※注入エポキシ樹脂Ｕカットシール材充填工法用材料・シーリング材※1成分形又は2成分形ポリウレタン系シーリング材　・※可とう性エポキシ樹脂・ポリマーセメントモルタルシール工法用材料・パテ状エポキシ樹脂　・可とう性エポキシ樹脂充填工法用材料・エポキシ樹脂モルタル　　・ポリマーセメントモルタル | 注入エポキシ樹脂可とう性エポキシ樹脂、パテ状エポキシ樹脂、エポキシ樹脂モルタルはJIS A 6024 による。 | 82828383 |
|  | ２．ひび割れ部改修工法※樹脂注入工法※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法・手動式低圧エポキシ樹脂注入工法・機械式低圧エポキシ樹脂注入工法

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 仕　様工　法 | 注入口間隔 | 注入量（cc） |
| ※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 | ※200～300mm　　・ |  |
| ・手動式エポキシ樹脂注入工法 | ・ |  |
| ・機械式エポキシ樹脂注入工法 | ・ |  |

・ひび割れ部の注入状況の確認　※コア抜取り検査（抜取り部分補修方法：　　　　　　　　　　　）　・・Ｕカットシール材充填工法※可とう性エポキシ樹脂を充填する・シーリング材を充填する・シーリング材の上にポリマーセメントモルタルを充填する・シール工法３．欠損部改修工法・充填工法※エポキシ樹脂モルタル充填工法鉄筋腐食補修工法（・暫定　※延命　・恒久）・ポリマーセメントモルタル充填工法 | 長さ500mごと及びその端数につき1個のコアを採取する。建築改修工事監理指針（上巻）368頁表4.2.3 | 828585 8686 |
| ③ モルタル塗り仕上げ外壁の改修 | １．材料樹脂注入工法のエポキシ樹脂※注入エポキシ樹脂Ｕカットシール材充填工法用材料・シーリング材※1成分形又は2成分形ポリウレタン系シーリング材　・※可とう性エポキシ樹脂・ポリマーセメントモルタルシール工法用材料・パテ状エポキシ樹脂　・可とう性エポキシ樹脂充填工法用材料・エポキシ樹脂モルタル　　・ポリマーセメントモルタルモルタル塗替え工法用材料　　・現場調合用材料　　・既調合材料（　　　　　　　　　　　　　）既成目地材　・使用しない※使用する（形状：　　　　　　　　　　　　　　　）アンカーピンニング注入工法用材料アンカーピンの材質※ステンレス鋼（SUS304）、呼び径4mmの丸棒、全ネジ切り加工　・注入口付アンカーピンニング注入工法用材料　　注入口付アンカーピンの材質※ステンレス鋼（SUS304）、呼び径外径6mm２．ひび割れ部改修工法・モルタルを撤去する場合※樹脂注入工法（特記は「4.2.5(1)から(5)まで」よる）・Ｕカットシール材充填工法（特記は「4.2.6」による）・シール工法モルタル撤去後の補修方法・充填工法（1か所あたり0.25㎡程度以下の場合）・モルタル塗替え工法・モルタルを撤去しない場合※樹脂注入工法（特記は「4.3.6」による）・Ｕカットシール材充填工法（特記は「4.3.7」による）・シール工法　　・ひび割れ部の注入状況の確認　　　※コア抜取り検査（抜取り部分補修方法：　　　　　　　　　　　）　　・３．欠損部改修工法・充填工法（1か所あたりの0.25㎡程度以下の場合）・モルタル塗替え工法コンクリートまで欠損が及ぶ場合の欠損部改修工法・特記は「4.2.3」による４．浮き部分改修工法・モルタルを撤去する場合・充填工法（1か所あたりの0.25㎡程度以下の場合）・モルタル塗替え工法・モルタルを撤去しない場合・アンカーピンニング注入工法

|  |  |
| --- | --- |
| 注入材料 | 注入範囲 |
| ・エポキシ樹脂 | ・部分　・全面 |
| ・ポリマーセメントスラリー | ※全面 |

・注入口付きアンカーピンニング注入工法

|  |  |
| --- | --- |
| 注入材料 | 注入範囲 |
| ・エポキシ樹脂 | ・部分　・全面 |
| ・ポリマーセメントスラリー | ※全面 |

 | 注入エポキシ樹脂可とう性エポキシ樹脂、パテ状エポキシ樹脂、エポキシ樹脂モルタルはJIS A 6024 による。 | 88 88  888888  899087909090909087909084909082909092 97 |
| ４ タイル張り仕上げ外壁の改修 | １．材料樹脂注入工法のエポキシ樹脂※注入エポキシ樹脂アンカーピンニング注入工法用材料アンカーピンの材質※ステンレス鋼（SUS304）、呼び径4mmの丸棒、全ネジ切り加工　・注入口付アンカーピンニング注入工法用材料　　注入口付アンカーピンの材質※ステンレス鋼（SUS304）、呼び径外径6mmタイル張替え工法及びタイル部分張替え工法用接着剤・ポリマーセメントモルタル・一液反応硬化形変成シリコーン樹脂 | 注入エポキシ樹脂はJIS A 6024 による。JIS A 5557による | 102102102102 |
|  | タイルの種類

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 形状寸法（mm） | 用途による区分 | うわぐすり | 吸水率 | 耐凍害性 | 色 |
| 施ゆう | 無ゆう | I類 | Ⅱ類 | Ⅲ類 | 有 | 無 | 標準 | 特注 |
|  | ･ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
|  | ･ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
|  | ･ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
|  | ･ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |

 | 103 |
|  | ・役物（・出隅 ・入隅 ・幅木 ・まぐさ ・窓台）・試験焼き　　　・行わない　　・行う・見本焼き　　　・行わない　　・行う |  |  |
|  | ２．ひび割れ部改修工法・タイルを撤去する場合・樹脂注入工法（特記は「4.2.5」による）・Ｕカットシール充填工法（特記「4.2.6」による）タイルの補修方法・タイル部分張替え工法（1か所あたり0.25㎡程度以下の場合）・ポリマーセメントモルタル使用・接着剤使用・タイル張替え工法・タイルを撤去しない場合・樹脂注入工法（特記は「4.4.6」による）・ひび割れ部の注入状況の確認　　　　※コア抜取り検査（抜取り部分補修方法：　　　　　　　　　　）　　　　・３．欠損部改修工法・特記は「4.4.3」による・タイル部分張替え工法・タイル張替え工法４．浮き部分改修工法・タイルを撤去する場合・タイル部分張替え工法（1か所あたり0.25㎡程度以下の場合）・ポリマーセメントモルタル使用・接着剤使用・タイル張替え工法・タイルを撤去しない場合・アンカーピンニング注入工法

|  |  |
| --- | --- |
| 注入材料 | 注入範囲 |
| ・エポキシ樹脂 | ・部分　・全面 |
| ・ポリマーセメントスラリー | ※全面 |

・注入口付きアンカーピンニング注入工法

|  |  |
| --- | --- |
| 注入材料 | 注入範囲 |
| ・エポキシ樹脂 | ・部分　・全面 |
| ・ポリマーセメントスラリー | ※全面 |

・注入口付アンカーピンニングｴﾎﾟｷｼ樹脂注入タイル固定工法・注入口付アンカーピンの本数一般部分（　　　）　指定部分（　　　）５．目地改修工法・目地及び割れ部改修工法・伸縮調整目地改修工法 |  | 10110110110110410510110484102104105102102102115115116116116 |
| ５ タイル目地等の改修 | 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 形式方向 | 柱形のない場合 | 柱形のある場合 |
| 垂直方向 | ※柱の両側又は開口端部上下及び中間3～4m程度・ | ※柱形の両側及び中間　3～4m程度・ |
| 水平方向 | ※各階ごと打継ぎ目地の位置 |

伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の寸法

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 幅（mm） | 深さ（mm） |
| 打継ぎ目地及びひび割れ誘発目地 | ※20以上・ | ※10以上・ |
| 上記以外の箇所 | ※10以上・ | ※10以上・ |

タイル張り工法

|  |  |
| --- | --- |
| タイルの種別 | 工　　法 |
| 外装タイル | ・密着張り　・改良積上げ張り　・改良圧着張り |
| ユニットタイル | ・マスク張り　・モザイクタイル張り |

接着力試験　　・行う |  | 105106110 |
| ⑥ 仕上塗材仕上げ外壁等の改修 | １．仕上塗材仕上げ等の材料防火材料の認定　　　・有り　　・無し |  | 116 |
|  | ②．仕上塗材の種類、仕上げの形状及び工法１）　薄付け仕上塗材

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類・呼び名 | 仕 上 げ の 形 状 | 工　法 |
| ・外装薄塗材Si・可とう形外装薄塗材Si※外装薄塗材E・ | ※砂壁状・ゆず肌状・さざ波状・ | ・吹付け・こて塗り※ローラー塗り |

２）　・厚付け仕上塗材

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類・呼び名 | 仕 上 げ の 形 状 | 工　法 |
| ・外装厚塗材C・外装厚塗材Si・外装厚塗材E・ | ・吹放し凸部処理・平たん状・凹凸状・ | ・吹付け・こて塗り・ローラー塗り |

３）　・複層仕上塗材

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類・呼び名 | 仕 上 げ の 形 状 | 工　法 |
| ・複層塗材CE・複層塗材RE※防水形複層塗材RE | ※ゆず肌状・凸部処理凹凸模様・さざ波状 | ・吹付け※ローラー塗り |

耐候性　※耐候形1種　・上塗材溶媒　※水系　・樹脂　・アクリル系　※ｱｸﾘﾙｼﾘｺﾝ系外観　※つやあり　　・つやなし　　・メタリック４）　・可とう形改修用仕上塗材

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類・呼び名 | 仕 上 げ の 形 状 | 工　法 |
| ・可とう形改修塗材E※可とう形改修塗材RE・可とう形改修塗材CE | ※平たん状・さざ波状・ゆず肌状 | ・吹付け※ローラー塗り |

耐候性　※耐候形1種　・上塗材溶媒　※水系　・樹脂　・アクリル系　・ｱｸﾘﾙｼﾘｺﾝ系　・フッ素外観　※つやあり　　・つやなし　　・メタリック５）　・遮熱形仕上塗材

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類・呼び名 | 仕 上 げ の 形 状 | 工　法 |
| ※アクリルシリコン樹脂系遮熱塗料 | ※薄付け仕上げ・厚付け仕上げ | ・吹付け※ローラー塗り |

耐候性　※耐候形１種相当品上塗材　・溶媒　※水系　・樹脂　※アクリルシリコン系　　・アクリル系外観　※つやあり　　・つやなし | 118118119119 |
|  | ③．既存塗膜等の除去及び下地処理の工法・サンダー工法（処理範囲　※既存仕上面全体　・　　　　　　）・高圧水洗工法　（・劣化部除去　　・全面除去）（処理範囲　※既存仕上面全体 （但し工程３は不要）・塗膜はく離剤工法 　　（処理範囲　※既存仕上面全体　・　　　　　　）水洗い工法※高圧水洗機10Mpa程度　　・デッキブラシ（処理範囲　※既存仕上面全面　・　　　　　　）４．下地調整※下地調整塗材・ポリマーセメントモルタル・防水形仕上げ塗材主材５．下地のひび割れ部等の補修※2節（コンクリート打放し仕上げ外壁の改修）又は3節（モルタル塗り仕上げ外壁の改修）による | 加圧力は監督員の承諾を受ける。ｱｽﾍﾞｽﾄ含有成形板の塗装改修の場合は、原則として使用しないこと。ｱｽﾍﾞｽﾄ含有仕上塗材の外壁は10Mpa程度の水洗いとすること。 | 1211211211221221248287 |
| ７ 外壁用塗膜防水材による改修 | 仕上げの形状及び工法

|  |  |
| --- | --- |
| 仕 上 げ の 形 状 | 工　法 |
| ・凹凸状・凸部処理・ゆず肌状・さざ波状 | ・吹付け・ローラー塗り |

耐候性　※耐候形1種　・模様材　　　　　　種類（　　　　　　　　）　所要量　※製造所の指定による外壁用仕上塗料　　種類（　　　　　　　　）　所要量　※製造所の指定による | 130 |
| ８ ピンネット工法 | 工法　※建設省技術評価認定工法、又は建設技術審査証明取得工法とする　・図示※下地欠損部補修は２節（コンクリート打放し仕上げ外壁の改修による |  |
|  | **⑦章　塗装改修工事** |  |  |
| ① 一般事項 | ※屋内に使用する塗料及び仕上塗材のホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆規格品とする。又、トルエンやキシレンの発生の原因となる有機溶剤の含有の少ないものとする。 |  | 239 |
| ② 塗装面の下地調整 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 塗装面の種類 | 塗　替　え | 新　　　規 |
| 木部（下記仕上げを除く） | ・RA種※RB種（不透明塗料塗りの場合）・RC種 | ※A種（不透明塗料塗りの場合）※B種（透明塗料塗りの場合） |
| オイルステイン塗り | ※RB種 |  |
| ピグメントステイン塗り | ※RB種 | ※B種 |
| 鉄鋼面（下記仕上げを除く） | ・RA種　※RB種・RC種 | ・A種　・B種※C種 |
| 耐候性塗料塗り | ※6節（各種塗装仕上げ）による | ※B種 |
| 亜鉛めっき鋼面（下記仕上げを除く） | ・RA種　※RB種・RC種 | ・A種　・B種※A種（鋼製建具等） |
| 耐候性塗料塗り | ※6節（各種塗装仕上げ）による | ※A種 |
| モルタル面及びプラスター面 | ・RA種　※RB種・RC種 | ・A種　・B種 |
| コンクリート面、ALCパネル面及び押出し成形セメント板面（下記仕上げを除く） | ・RA種　※RB種・RC種 | ※A種（ALCパネル面）※B種 |
| 耐候性塗料塗り | ※6節（各種塗装仕上げ）による | ※A種（ALCパネル面を除く） |
| せっこうボード面及びその他ボード面 | ・RA種　※RB種・RC種 | ・A種　・B種継目処理工法の場合　※A種 |

※鉛含有塗膜の下地調整を行う場合は、鉛中毒予防規則等関連法令を順守し、飛散防止措置及び暴露対策を講じること。 | 241243244245246249 |
| ３ 塗装面の素地ごしらえ |

|  |  |
| --- | --- |
| 塗装面の種類 | 種　　別 |
| 木部 | ・A種　　・B種 |
| 鉄鋼面 | ・A種　　・B種　　※C種耐候性塗料塗りの場合　※B種 |
| 亜鉛めっき鋼面 | ・A種　　・B種 |
| モルタル、せっこうプラスター | ・A種　　※B種 |
| コンクリート、ＡＬＣパネル | ・A種　　※B種 |
| 押出成形セメント板 | ・A種　　・B種 |
| せっこうその他のボード | 継目処理工法の場合　※A種　　・B種その他の場合　　　　・A種　　※B種 |

　 | コンクリート面に耐候性塗料塗りを行う場合の素地ごしらえは表7.3.7による。 | 250251251252253254255 |
| ④ 錆止め塗料の種別 | 鉄鋼面SOP塗りの場合※A種DP塗りの場合　※新規　1回目C種、2・3回目D種※塗替え（下地調整RA種）　1回目C種、2・3回目D種※塗替え（下地調整RB・RC種）　E種EP-G塗りの場合　　　　・A種　　※B種（　　　　　　）亜鉛めっき鋼面　　※A種　　・B種　※EP-G塗りの場合はC種※DP塗りの場合はB種 |  | 256257 |
| ⑤ 錆止め塗料塗り |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 塗装面の種類 | 塗 替 え | 新　規 |
| 鉄鋼面 | ・A種・B種※C種 | ※A種（見え掛り部分）※B種（見え隠れ部分） |
| 耐候性塗料塗り | ※6節（各種塗装仕上げ）による | ※A種 |
| 亜鉛めっき鋼面 | ・A種・B種※C種 | ※A種（鋼製建具等）・B種※C種（EP－G塗り） |
| 耐候性塗料塗り | ※6節（各種塗装仕上げ）による |

 |  | 257258259260 |
| ⑥ 各種塗装仕上げ | 各塗装の種類の（　　）は記号を示す。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 塗装の種類 | 塗　替　え | 新　　　規 |
| ・合成樹脂調合ペイント塗り（SOP）・木　部・鉄鋼面亜鉛めっき鋼面、鋼製建具 | 塗料の種類　　※1種　・2種 |
| ・A種　※B種　・C種 | ※A種(屋外)　※B種(屋内)・C種（注） |
| ・A種　※B種　・C種 | ・A種　・B種 |
| ※A種（鋼製建具）※B種（その他）C種 | ・A種　※B種 |
| ・クリヤラッカー塗り（CL） | ・A種　※B種 | ・A種　※B種 |
| ・アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り（NAD） | ・A種　※B種 | ・A種　※B種 |
| ・耐候性塗料塗り（DP）鉄鋼面、亜鉛めっき鋼面・VP樋・ケイカル板 | 上塗り塗料の等級　　・1級　・2級　・3級 |
| ・A種　※B種　・C種 | ※A種　・B種　・C種 |
| ・A－1種　・A－2種・B－1種　・B－2種C-1種(下地処理RC種)・C－2種 | ・A－1種・B－1種・C－1種 |
| ・A－1種　・A－2種・B－1種　・B－2種・C－1種C-2種(下地処理RC種) | ・A－1種・B－1種・C－1種 |
| ・つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（EP－G）・木　部（屋内）・鉄鋼面（屋内）・亜鉛めっき鋼面（屋内）・上記以外 | ・A種　※B種　・C種 | ※A種　・B種　・C種（注） |
| ・A種　※B種　・C種 | ・A種　・B種 |
| ・A種　※B種　・C種 | ・A種　・B種 |
| ・A種　※B種　・C種 | ・A種　・B種 |
| ・合成樹脂エマルションペイント塗り（EP） | ・A種　※B種　・C種 | ・A種　・B種 |
| ・ウレタン樹脂ワニス塗り（UC） | ・A種　※B種 | ・A種　※B種 |
| ・ステイン塗り | ※表7.12.1による。 |
| ・屋外の木材保護塗料塗り（WP）　・A種　※B種 | ・A種　※B種 |

（注）多孔質広葉樹の場合は下塗り後に目止めを行うこと。 | 261261262262263264265266267268269270270271272273273 |
| ⑦ 屋根専用塗料塗り | ・水性シリコン系屋根用塗料　塗装場所：アスファルトシングル葺き部・フッ素樹脂屋根専用塗料塗り　塗装場所：金属屋根部（住宅棟） | 下地調整はアクリルシリコン樹脂系 |  |
| ⑧ その他の塗装 | ※ノンタール系変性エポキシ樹脂塗料　塗装場所：ドレーン、床下換気口、マンホール蓋等 |  |  |
|  | **章　その他特記事項** |  |  |
| ① 工事現場管理 | ※現場作業に先立ち、管理人、自治会等と作業工程の打合せを行う。※工事期間中は、週間工程表を作成し、その都度実施工程表と照合の上、工事状況を把握し自治会、入居者との連絡を綿密にし、円滑な工事の進捗に努めること。※工事に支障となる障害物(盆栽、洗濯物、車、その他)の移動、移設が必要と思われる物件は、着工前に調査し、工程が明確になった時点で自治会、入居者への連絡を怠らないこと。※工事期間中、苦情、事故が発生した場合、請負人の責任において速やかに適切な処置をとり、直ちにその経過を監督員に報告する。※工事期間中は、入居者等が出入りする各通路(地上部分)には頭上注意の看板を取付け、地上の目につきやすい箇所(数箇所)に危険表示板を設置すること。(例：危険ですから足場に上がらないでください)　その他必要に応じてバリケードの設置、保安要員の設置等を行い工事中の安全には十分注意する。※作業員は腕章等で明確にし、作業日は作業開始及び、終了を管理人、自治会役員等に現場代理人が報告すること。※搬入材は指定場所か施工場所へ速やかに取り入れて整理し、場内は常に整頓しておくこと。※調査、施工等で各戸に入り施工するときには、２～３日前までに入居者と口頭又は文書により連絡し打ち合わせを行うこと。また、都合により作業の予定を変更する場合にも、同様の処置をとること。※入居者の家財及び鉢植え等は、適切な方法で十分養生を行うこと。なお、万一破損、汚損、水損を生じた場合には、入居者と十分協議の上、損害については、請負人の負担とする。※１日の作業終了後、入居者の生活に支障のないよう、随時清掃及び片付けをすること。 |  |  |
| ② 塗装時の換気 | ※塗装時、換気扇、バランス釜給排気筒、換気ガラリ等住居換気の給排気部については、養生板を持ちながら作業を進め、ビニール等で塞ぐ養生をしてはならない。また、住戸の窓、ドア等を養生する場合は常時使用できるような方法とする。やむを得ず全面養生する場合は、入居者と連絡を密にして、換気上支障のないようにする。※室内の塗装については、十分な換気を行い、安全を確かめて作業を進める。 |  |  |
| ③ 別途設備工事との関連 | ※設備工事と工程等、現場作業の調整を十分に行い、安全を確かめて作業を進める。（別途電気工事、共用部照明器具更新） |  |  |
| ④ 空家住宅貸出鍵の使用 | ※調査改修等で空家に立ち入る必要がある場合は所定の手続きの上、指定管理者より鍵を借り受ける。鍵の使用(開閉錠)は請負人のみが行い複製防止に努める。なお、請負人以外が使用する場合は仮の鍵を設置し、工事が完了すれば現況に復旧すること。 |  |  |
| ⑤ 住居専用部改修完了の確認 | ※住居専用部内の改修確認は、入居者の確認印又はサイン等を受理し提出する。万一、受理出来ない場合はその理由を記載し提出すること。 |  |  |
| ⑥ 避難経路の確保 | ※避難経路に仮囲い、足場など仮設物を設置する場合は緊急時避難に支障がないよう、容易に撤去できるもので行うこと。 |  |  |
| ⑦ 現地確認等 | ※入札に際しては、現地において形態、数量等の確認を行い、本工事に支障のないようにすること。 |  |  |
| 市営住宅管理センターリスト |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日本管財㈱ | 東灘区・灘区中央区 | 東部管理センター　　　Tel：599-7171中央区三宮町1丁目9番1号（センタープラザ8F） |
| 兵庫区長田区 | 兵庫・長田管理センター　　Tel：691-2790長田区腕塚町6丁目1番31号（アスタくにづか2番館南棟2F） |
| 神鋼不動産ジークレフサービス㈱ | 垂水区須磨区 | 垂水区管理センター　　Tel：708-5678垂水区日向2丁目4-1（NTT垂水別館ビル） |
| 西区 | 西区管理センター　　　Tel：996-3251西区糀台5丁目6-1（西区民センタービル6F） |
| 北区 | 北区管理センター　　Tel：591-5567北区北鈴蘭台北町4丁目1-20（山神ビル1F） |

 |